

株 主 各 位

東京都港区赤坂一丁目11番44号

エムスリー株式会社

代表取締役 谷 村 格

## 第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー6階  
ステーションコンファレンス東京 602
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第16期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第16期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストックオプションによる報酬支給の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

当社では、定款第17条の定めにより、代理人により議決権を行使される場合の代理人は、当社の株主に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - 本株主総会招集ご通知提供書面のうち、事業報告の「新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://corporate.m3.com/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。
  - 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
  - 本株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### (1) 提案の理由

- ① 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うとともに、機動的な意思決定および業務執行を行うことを可能とするため、取締役への権限移譲に関する規定を新設するものであります。
- ② 今後の事業展開の促進およびコーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数を12名以内に変更するものであります。
- ③ 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員の種類が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第25条第2項の変更を行うものであります。当該変更については、各監査役の同意を得ております。
- ④ その他、条数の変更および字句の修正等、所要の変更を行うものであります。  
本議案の決議の効力は、本総会終結の時をもって発生するものといたします。

### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第4条 (条文省略)	第1条～第4条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第5条～第11条 (条文省略)	第5条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第18条 (条文省略)	第12条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第19条 (条文省略)	第19条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 会社の取締役は<u>10名以内とする。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>12名以内とする。</u></p> <p><u>②当社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任の方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>(取締役の選任の方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</p>
<p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p><u>④当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本項において同じ。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>②取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>②取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第423条第1項に規定する<u>社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる</u>。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項が規定する最低責任限度額とする。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第26条 取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p><u>(監査役および監査役会の設置)</u></p> <p>第28条 当社は、<u>監査役および監査役会を置く。</u></p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p>第29条 当社の監査役は3名以内とする。</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第24条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（同法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項が規定する最低責任限度額とする。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第27条 取締役会の決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の選任の方法)</u></p> <p><u>第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の任期)</u></p> <p><u>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項が規定する最低責任限度額とする。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集)</u></p> <p><u>第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(常勤監査役)</u></p> <p><u>第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第35条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会で定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)

現行定款	変更案
(新 設)	<u>(監査等委員会の設置)</u> <u>第29条 当社は、監査等委員会を置く。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会規程)</u> <u>第31条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。</u>
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第36条～第38条 (条文省略)	第32条～第34条 (現行どおり)
(会計監査人の報酬等) 第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。	(会計監査人の報酬等) 第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。
第7章 計 算	第7章 計 算
第40条～第42条 (条文省略)	第36条～第38条 (現行どおり)
(新 設)	<u>附則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第16回定時株主総会で決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u>

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（8名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いするものであります。

本議案の決議の効力は、第1号議案における定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数 (平成28年3月31日現在)
1	谷村 いたる 格 (昭和40年2月10日生)	昭和62年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 平成11年12月 マッキンゼー・アンド・カンパニーパートナー（共同経営者） 平成12年9月 当社代表取締役（現任） 平成15年10月 So-net M3 USA Corporation（現 M3 USA Corporation）取締役（現任） 平成21年12月 エムスリーキャリア株式会社取締役（現任） 平成23年4月 リノ・メディカル株式会社取締役（現任） 平成23年8月 Doctors.net.uk Limited（現 M3(EU)Ltd.）取締役（現任） 平成24年9月 株式会社MICメディカル取締役（現任） 平成24年10月 株式会社シィ・エム・エス取締役（現任） 平成24年11月 株式会社メディサイエンスプランニング取締役（現任） 平成25年6月 Medi C&C Co., Ltd.取締役（現任） 平成25年11月 Kingyee Co., Limited取締役（現任） 平成26年2月 P5株式会社取締役（現任） 平成26年11月 メビックス株式会社取締役（現任） 平成28年1月 エムスリーアイ株式会社取締役（現任）	9,677,800株
2	と都 丸 暁 彦 (昭和47年10月29日生)	平成8年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 平成15年1月 当社入社 平成15年10月 So-net M3 USA Corporation（現 M3 USA Corporation）取締役（現任） 平成23年8月 Doctors.net.uk Limited（現 M3(EU)Ltd.）取締役（現任） 平成24年6月 当社取締役（現任） 平成26年5月 PracticeMatch Corporation取締役（現任） 平成27年2月 MDJob Find, Inc. 取締役（現任） 平成27年4月 Profiles, Inc. 取締役（現任） 平成27年12月 The Medicus Firm, Inc. 取締役（現任）	341,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数 (平成28年3月31日現在)
3	よこ い さとし 横 井 智 (昭和48年3月11日生)	平成9年4月 帝人株式会社入社 平成13年3月 モニター・カンパニー・インク入社 平成15年4月 当社入社 平成17年5月 当社執行役員 平成19年5月 株式会社ベネッセコーポレーション入社 平成20年4月 当社入社 平成21年1月 当社執行役員 平成21年6月 当社取締役(現任) 平成23年4月 学会研究会jp株式会社(現 株式会社エムプラス)取締役(現任) 平成25年11月 Kingyee Co., Limited取締役(現任) 平成26年3月 エムキューブ株式会社取締役(現任) 平成27年6月 株式会社スーパープラス取締役(現任) 平成28年1月 株式会社QLife取締役(現任)	34,800株
4	つじ たか ひろ 辻 高 宏 (昭和43年6月25日生)	平成3年4月 株式会社日本長期信用銀行入行 平成11年10月 ソニー株式会社入社 平成18年4月 当社入社 平成19年5月 当社執行役員 平成22年6月 当社取締役(現任) 平成26年1月 株式会社イスモ取締役(現任)	28,800株
5	つち や えい じ 槌 屋 英 二 (昭和39年12月13日生)	昭和62年4月 朝日生命保険相互会社入社 平成12年2月 デロイト・トーマツコンサルティング(現 アビームコンサルティング株式会社)入社 平成13年9月 株式会社GMDコーポレートファイナンス(現 株式会社KPMG FAS)入社 平成18年8月 当社入社 平成18年12月 アイチケット株式会社取締役(現任) 平成19年11月 日本メディカルネットコミュニケーションズ株式会社取締役(現任) 平成24年8月 当社執行役員(現任) 平成24年9月 株式会社MICメディカル取締役(現任) 平成25年11月 Kingyee Co., Limited取締役(現任) 平成26年8月 エムスリードクターサポート株式会社取締役(現任) 平成27年4月 ラクスリ株式会社取締役(現任) 平成27年7月 POCクリニカルリサーチ株式会社取締役(現任) 平成27年8月 株式会社Integrated Development Associates取締役(現任) 平成28年1月 エムスリーアイ株式会社取締役(現任) 平成28年2月 メドテックハート株式会社取締役(現任)	7,700株



候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数 (平成28年3月31日現在)
6	よし だ やす ひこ 吉 田 裕 彦 (昭和33年7月9日生)	<p>昭和56年4月 株式会社ミドリ十字(現 田辺三菱製薬株式会社)入社  平成9年1月 メディテック・インターナショナル株式会社入社  平成10年10月 シェリング・ブラウ株式会社(現 MSD株式会社)入社  平成20年5月 メビックス株式会社入社 執行役員  平成20年7月 メビックス株式会社取締役  平成21年6月 当社取締役(現任)  平成22年1月 メビックス株式会社代表取締役(現任)  平成23年9月 株式会社メディカル・パイロット(現 株式会社イスモ)取締役(現任)  平成24年9月 株式会社MICメディカル取締役(現任)  平成26年11月 クリニカルポーター株式会社代表取締役(現任)  平成27年3月 株式会社Integrated Development Associates取締役(現任)  平成27年6月 株式会社スーパープラス取締役(現任)  平成27年7月 POCクリニカルリサーチ株式会社取締役(現任)</p>	6,000株
7	うら え あき のり 浦 江 明 憲 (昭和33年5月3日生)	<p>昭和59年5月 鹿児島大学医学部第二外科入職  昭和62年10月 九州臨床薬理研究所(現 医療法人相生会九州臨床薬理クリニック)開設 所長  平成元年8月 医療法人相生会理事  平成5年11月 スタンフォード大学メディカルセンター臨床薬理研究員  平成9年7月 医療法人相生会理事長  平成15年4月 福岡大学非常勤講師  平成15年12月 株式会社メディサイエンスプランニング入社 福岡支店長  平成17年2月 株式会社メディサイエンスプランニング取締役  平成17年3月 株式会社メディサイエンスプランニング代表取締役社長  平成21年11月 株式会社メディサイエンスプランニング代表取締役会長CEO  平成22年9月 株式会社メディサイエンスプランニング取締役会長CEO  医療法人相生会理事(現任)  平成22年10月 株式会社サンケア取締役(現任)  平成23年2月 株式会社臨床医薬研究協会取締役(現任)  平成23年9月 株式会社メディサイエンスプランニング代表取締役会長兼社長CEO(現任)  平成26年6月 当社取締役(現任)</p>	450,000株

候補者番号	ふり 氏 (生 年 月 日)  がな 名	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数 (平成28年3月31日現在)
8	よし だ けん いち ろう 吉 田 憲 一 郎 (昭和34年10月20日生)	昭和58年4月 ソニー株式会社入社 平成12年7月 ソニーコミュニケーションネットワーク株式会社(現 ソネット株式会社) 入社 平成12年9月 当社取締役(現任) 平成13年5月 ソニーコミュニケーションネットワーク株式会社執行役員 平成17年4月 ソニーコミュニケーションネットワーク株式会社代表取締役社長 平成18年7月 テレビポータルサービス株式会社(現 株式会社アクトビラ) 取締役(現任) 平成25年12月 ソニー株式会社執行役EVP CSO兼デビュティCFO 平成26年4月 ソニー株式会社代表執行役EVP CFO 平成26年6月 ソニー株式会社取締役(現任) 株式会社ソニーミュージックエンタテインメント取締役(現任) 平成26年7月 Sony Corporation of America取締役(現任) Sony Music Entertainment取締役(現任) Sony Pictures Entertainment, Inc. 取締役(現任) 平成27年1月 ソニーモバイルコミュニケーションズ株式会社取締役(現任) 平成27年4月 ソニー株式会社代表執行役副社長兼CFO(現任) 平成28年4月 ソニー・インタラクティブエンタテインメントLLC取締役(現任) ソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社取締役(現任)	-

- (注) 1. 榎屋英二氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 吉田憲一郎氏は、社外取締役候補者であります。
4. 吉田憲一郎氏は、経営に関する豊富な知識と経験を有しているため、当社の経営判断・意思決定の過程で、その知識と経験に基づいた助言をいただくことを目的に、社外取締役としての選任をお願いするものです。なお、同氏が代表執行役を務めるソニー株式会社は当社の主要株主であります。当社と同社グループとの間に重要な取引はありません。
5. 吉田憲一郎氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
6. 吉田憲一郎氏は、社外取締役として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再選が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案の決議の効力は、第1号議案における定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数 (平成28年3月31日現在)
1	堀野信人 (昭和25年6月22日生)	昭和52年4月 株式会社新日本企画入社 昭和56年7月 メディカス インターコン株式会社(現 エム・エム・エス・コミュニケーションズ株式会社)入社 平成3年7月 同社大阪支社長就任 平成5年8月 リノ・メディカル株式会社代表取締役就任 平成23年6月 当社常勤監査役(社外監査役)(現任)	—
2	鈴木亜希子 (昭和45年10月3日生)	平成8年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 平成10年9月 タイ王国教育省入省 平成11年9月 国際労働機関入職 平成15年9月 株式会社フェイス入社 平成18年3月 株式会社都市デザインシステム入社 平成19年6月 経営コンサルタント 平成20年6月 当社監査役(社外監査役)	—
3	遠山亮子 (昭和40年1月4日生)	平成10年4月 北陸先端科学技術大学院大学助手 平成13年4月 北陸先端科学技術大学院大学助教授 平成20年4月 北陸先端科学技術大学院大学客員教授(現任) 中央大学大学院戦略経営研究科教授(現任) 平成21年6月 当社監査役(社外監査役)(現任)	—

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 堀野信人、鈴木亜希子および遠山亮子の3氏は、社外取締役候補者であります。

(1) 堀野信人氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏がこれまで培ってきたビジネス経験に基づき、これまで社外監査役として、当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただいております。今後は監査等委員である社外取締役としての立場から当社経営に参画いただくことで、当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待したためであります。

(2) 鈴木亜希子氏を社外取締役候補者とした理由は、経営コンサルタントとして培ってきた専門的な知識、経験等を有しておられることから、監査等委員である社外取締役として、当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待したためであります。

(3) 遠山亮子氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏の経営学に関する学識に基づき、これまで社外監査役として、当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただいております。今後は監査等委員である社外取締役としての立場から当社経営に参画いただくことで、当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待したためであります。

なお、同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

3. 当社と堀野信人、遠山亮子の両氏とは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合には、同様の内容の契約を継続する予定であります。また、鈴木亜希子氏が選任された場合には、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
4. 当社は、遠山亮子氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合は、改めて同氏を独立役員として届け出る予定であります。また、鈴木亜希子氏が選任された場合には、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

#### **第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件**

当社の取締役の報酬額は、平成22年6月21日開催の第10回定時株主総会において、年額500百万円以内とご承認いただいております。

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額の定めを廃止し、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数が12名以内に変更されること、今後の事業展開を見据えてグローバルな経営人材の確保の必要があること、また、第10期の連結売上高11,812百万円、連結当期純利益2,956百万円（いずれも日本基準）に対し第16期は連結売上収益64,660百万円、連結当期利益13,493百万円（いずれも国際会計基準）となっておりますこと等を考慮いたしまして、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額1,000百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）とさせていただきますと存じます。

現在の取締役は8名（うち社外取締役1名）であり、第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役1名）となります。

本議案の決議の効力は、第1号議案における定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとします。

#### **第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とさせていただきますと存じます。

第1号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案の決議の効力は、第1号議案における定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとします。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストックオプションによる報酬支給の件

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対するストックオプションによる報酬支給については、平成26年6月18日開催の第14回定時株主総会において、年額500百万円以内の取締役の報酬額とは別枠で、各事業年度にかかる定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の上限個数を時価型ストックオプション6,000個および株式報酬型ストックオプション3,600個とし、その報酬等の額は、割当日における各新株予約権の公正価額に、割当日において在任する取締役に割り当てる各新株予約権の総数をそれぞれ乗じた額とする旨ご承認いただいております。

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、上記現在のストックオプションによる報酬支給に関する定めを廃止し、第4号議案としてご承認をお願いする取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額とは別枠で、下記1.乃至3.に記載のとおり、当社の取締役に對し、ストックオプション報酬としての新株予約権を支給することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役1名）となります。

本議案の決議の効力は、第1号議案における定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとします。

1. 当社の取締役の新株予約権に関する報酬等の具体的な算定方法および内容ならびに相当と判断する理由  
当社の取締役に付与するストックオプション報酬の算定方法（詳細は下記3.参照）および内容（詳細は下記2.参照）は、いずれも、当社の中長期的な業績向上に対する取締役の貢献意欲や士気をより一層高めることおよび株主価値を重視した経営を一層推進することを目的とし、会社業績ならびに当社における業務執行の状況および貢献度等を勘案して定めたものであり、当該算定方法および内容は相当なものであると考えています。
2. 取締役に対するストックオプション報酬としての新株予約権の具体的内容

当社は、時価型ストックオプション（権利行使時の払込金額を時価を基準として決定するもの）および株式報酬型ストックオプション（権利行使時の払込金額を1株当たり1円とするもの）を、ストックオプション報酬として取締役に對し付与します。以下に定める事項は、別段の記載がない限り、時価型ストックオプションとしての新株予約権および株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に共通するものとします。

### (1) 新株予約権の総数

各事業年度にかかる定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の上限個数は、次のとおりとする。ただし、下記(2)に記載の付与株式数を調整すべき事由が生じた場合には、上限個数を付与株式数の調整に準じて合理的に調整するものとする。

- ① 時価型ストックオプション 6,000個（うち社外取締役300個）
- ② 株式報酬型ストックオプション 3,600個（うち社外取締役180個）

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、かかる調整は各新株予約権のうち当該時点において権利行使されていない各新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数を調整すべきやむを得ない事由が生じた場合にも、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

① 時価型ストックオプション

各新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭）の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株式への無償割当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

② 株式報酬型ストックオプション

各新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭）の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

① 時価型ストックオプション

新株予約権の割当日から割当日後10年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

② 株式報酬型ストックオプション

新株予約権の割当日から割当日後30年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項および細目等を決定する取締役会において定めるものとする。

3. 取締役の報酬等の具体的な算定方法

当社の取締役に付与するストックオプションとしての報酬等の額は、割当日における時価型ストックオプションまたは株式報酬型ストックオプションとしての各新株予約権の公正価額に、割当日において在任する取締役に割り当てる時価型ストックオプションまたは株式報酬型ストックオプションとしての各新株予約権の総数をそれぞれ乗じた額とします。各新株予約権の公正価額は、割当日において適用すべき諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定します。

以 上

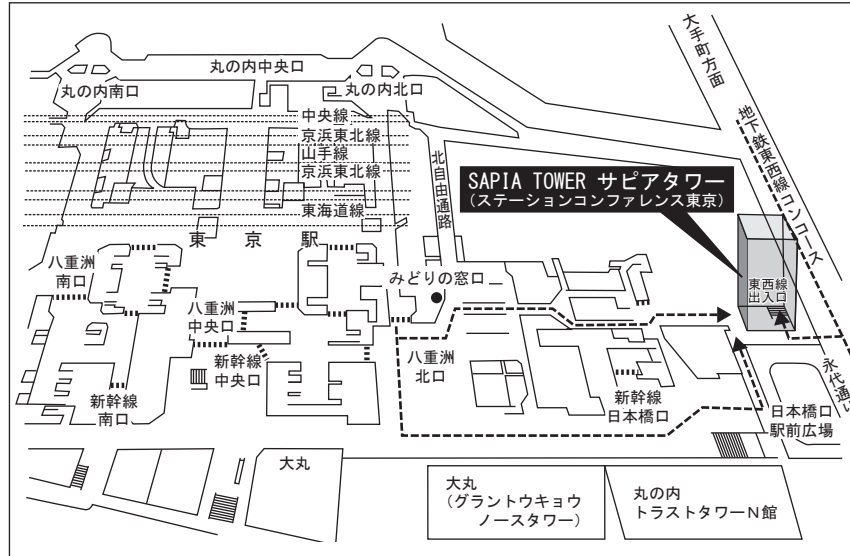
## 定時株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区丸の内一丁目7番12号

サピアタワー 6階

ステーションコンファレンス東京 602

電話 03-6888-8080



最寄駅 JR東京駅 新幹線専用改札口(日本橋口)より徒歩1分、八重洲北口改札口より徒歩2分

駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。